

第2章 自動車の保安基準の細目

第1節 指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等の保安基準の細目

第5条 この節の規定は、次に掲げる場合に適用する。

- 一 指定自動車等について、法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査を行う場合(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を行う場合を除く。)
 - 二 法第63条の2第1項から第3項までの規定による勧告のための判定を行う場合
 - 三 法第63条の3第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による変更の指示のための判定を行う場合
 - 四 法第75条第3項の規定による判定を行う場合、同条第4項の規定による検査を行う場合又は同条第8項の規定による取消しのための判定を行う場合
 - 五 法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合、同条第5項の規定による取消しのための判定を行う場合又は施行規則第62条の6第1項の規定による検査を行う場合
 - 六 法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合
 - 七 法第99条に規定する自動車(指定自動車等に限る。)を新たに使用しようとする場合
 - 八 検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車について、施行規則第62条の3第1項の規定による認定を行う場合、同条第5項の規定による検査を行う場合又は同条第6項の規定による取消しのための判定を行う場合
 - 九 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を備えた自動車(法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。以下「騒音防止装置指定自動車」という。)について、施行規則第62条の4の規定による検査を行う場合
 - 十 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。)について、施行規則第62条の5第1項の規定による検査を行う場合
 - 十一 施行規則第31条の2の2の規定による条件の付与のための判定を行う場合(第83条の規定により第2節の規定が適用される場合を除く。)
 - 十二 指定自動車等について、法第99条の3第1項の規定による許可のための判定を行う場合
- 2 この節の規定については、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号。以下「適用関係告示」という。)でその適用関係の整理のため必要な事項を定めることができる。

